

平成 22 年 7 月 1 日

明石市競争入札等参加資格者 各位

明石市財務部契約課

「明石市入札参加者等指名停止基準」の一部改正について

みだしのことについて、下記のとおり改正しましたのでお知らせいたします。

記

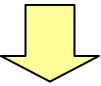
1 改正の目的

本市では、平成 22 年 7 月 1 日から「明石市法令遵守の推進等に関する条例」が施行されます。このことにあわせ、本市発注にかかる入札・契約に関する不正行為を防止するため、公表されていない情報の開示を要求するなどの行為（不当要求行為等）を職員に行った場合に対する指名停止期間を延長し、明石市競争入札等指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）の強化を図るものです。

2 改正の内容

指名停止基準別表第 2 第 8 項第 6 号を下記のとおりに改めます。

別表第 2 不正行為に基づく措置基準

| | | |
|---|--|-------------------|
| 8 入札参加資格者又はその役員に重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手として不相当であると認められるとき等指名停止を必要とする場合。 | | 当該認定をした日から |
| 現行 | (6) 入札参加資格者等が、業務に関し、明石市不当要求行為等に関する規則（平成 16 年規則第 38 号）及び明石市不当要求行為等対策要綱（平成 16 年 6 月 25 日制定）に規定する不当要求行為等（以下「不当要求行為等」という。）を、又は役員等が、不当要求行為等を行ったと市長が認めたとき。 | 3 か月以内 |
|  | | |
| 改正後 | (6) 入札参加資格者等が、業務に関し、明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成 22 年条例第 4 号）に規定する不当要求行為等（以下「不当要求行為等」という。）を、又は役員等が、不当要求行為等を行ったと市長が認めたとき。 | 3 か月以上 12 か月以内 |

3 入札・契約に関する不当要求行為の例

下記に記載しているような事例が不当要求行為に該当します。

※ ここに記載しているものは一例です。これに類するような行為は不当要求行為となりますので、ご注意ください。

- (1) 個別の契約にかかる発注事務に関する公表されていない情報であるにもかかわらず、これの開示を要求する行為

| 項目 | 例 |
|--------------------------|------------------------------------|
| ① 予定価格等これらを推測できる金額に関する事。 | 予定価格、設計金額、低入札調査基準価格、最低制限価格 等 |
| ② 参加条件等に関する事。 | 一般競争入札の参加要件、入札参加業者名、入札参加者数、指名業者名 等 |
| ③ 発注予定工事等の概要に関する事。 | 工事場所、工事概要、発注予定時期 等 |

- (2) 正当な理由なく、規定に反した処理を要求する行為

| 項目 | 例 |
|-----------------|---|
| ① 参加条件等に関する事。 | ・発注基準の引き下げの要求 ・入札参加要件の緩和を要求 |
| ② 入札参加資格等に関する事。 | ・指名停止や資格制限の回避、緩和の要求 ・資格がないにもかかわらず登録を要求 |

- (3) 正当な理由なく、特定のものに対して不当に有利な又は不利な取扱いをするよう要求する行為

| 項目 | 例 |
|----------------|---|
| ① 入札・契約等に関する事。 | ・特定の業者を指名業者に加えること（または加えないこと）等を要求 ・工事の落札業者に下請参入の斡旋を要求 ・事実と反する情報により市に処分等を要求 ・工事成績の加点（または減点）を要求 |

- (4) 上記のほか、職員に対する暴力や脅迫的又は粗野で乱暴な言動により要望、提案等を行う行為

4 施行期日

平成22年7月1日